

令和8年7月10日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐原 博之
（公印省略）

公金受取口座未登録の年金受給者に対する意向確認
（「行政機関等経由登録の特例制度」）の実施について（情報提供）

公金受取口座の登録による「迅速かつ確実な給付の実現」を図るため、マイナポータルを用いた手続に不慣れな方や金融機関へ手続に出向くことが難しい方であっても、簡易な手続で公金受取口座を登録できるよう、公金受取口座未登録の年金受給者に対し、登録に同意するか否かの意向確認（「行政機関等経由登録の特例制度」）が実施されることになり、デジタル庁等から事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

本年8月頃から来年2月頃までに順次、公金受取口座未登録の年金受給者に対して、意向確認書が送付され、登録に同意する場合（みなし同意を含む）は、年金振込口座が公金受取口座として登録されます。なお、同意する場合には特段の手続は不要であり、同意しない場合は不同意申出書を提出する必要があるとのことです。

当該意向確認書は簡易書留郵便で送付されますが、年金受給者が介護施設等を居所等として登録している場合、意向確認書は介護施設等に送付されますので、意向確認書が利用者のお手元に届くよう、介護施設等にご配慮いただきたい旨が記載されております。

また、本件に関して、利用者から介護施設等に問合せがあった場合には別添に記載の問合せ先をご案内ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○公金受取口座未登録の年金受給者に対する意向確認（「行政機関等経由登録の特例制度」）の実施について（周知依頼）（令8.6.30 デジタル庁統括官付参事官事務代理（預貯金二法担当）、厚生労働省年金局事業企画課長 事務連絡）

以上

事務連絡

令和8年6月30日

関係団体 御中

デジタル庁 統括官付参事官事務代理（預貯金二法担当）
厚生労働省 年金局事業企画課長

公金受取口座未登録の年金受給者に対する意向確認
（「行政機関等経由登録の特例制度」）の実施について（周知依頼）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、公金受取口座の登録による「迅速かつ確実な給付の実現」を図るため、マイナポータルを用いた手続に不慣れな方や金融機関へ手続に出向くことが難しい方であっても、簡易な手続で公金受取口座を登録できるよう、公金受取口座未登録の年金受給者（※1）に対し、登録に同意するか否かの意向確認（「行政機関等経由登録の特例制度」）を実施し、登録に同意する場合（みなし同意を含む）（※2）は、年金振込口座が公金受取口座として登録されることとなりました。

（※1）65歳以上の方が対象ですが、年金請求時に意向確認済みの方など、一部対象外となる場合があります。

（※2）同意する場合には特段の手続は不要ですが、同意しない場合には不同意申出書を提出いただく必要があります。

本年8月頃から来年2月頃までに順次、公金受取口座未登録の年金受給者に対して、意向確認書が送付されます（別添参照）。当該意向確認書は簡易書留郵便で送付されますが、年金受給者が介護施設等を居所等として登録している場合、意向確認書は介護施設等に送付されることとなるため、介護施設等におかれましても、本制度の実施についてご理解をいただいている必要があります。

つきましては、貴会におかれましては、本制度の実施についてご了知のうえ、貴会会員である介護施設等への周知など、意向確認書が利用者のお手元に届くようにご配慮いただきますようお願いいたします。また、介護施設等に周知いただく際には、利用者から介護施設等に問合せがあった場合には下記に記載の問合せ先をご案内いただきたい旨や、本制度のポスター（別紙）を介護施設等において掲示するなど本制度の周知につきご協力を賜りたい旨について、あわせてお伝えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<問合せ先>

●公金受取口座制度全般に係るお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

（フリーダイヤルがご利用できない場合 050-3816-9405）

音声ガイダンス 6 番 公金受取口座

平日 9 : 30～20 : 00

土日祝 9 : 30～17 : 30

※ 年末年始を除きます。

●意向確認書に係るお問合せ

意向確認書照会専用フリーダイヤル（8月4日開設）

0120-74-0011

（フリーダイヤルがご利用できない場合 050-3524-7372）

月曜日 8 : 30～19 : 00

火曜日～金曜日 8 : 30～17 : 15

第2土曜日 9 : 30～16 : 00

※ 市区町村窓口や年金事務所窓口では対応していません。

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00までご相談をお受けします。

※ 第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

<関連資料一覧>

別紙 公金受取口座登録制度のお知らせ（ポスター）

別添 意向確認書一式

（ご参考）

公金受取口座登録制度について

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration

意向確認（行政機関等経由登録の特例制度）について

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/pension

以 上

公金受取口座登録制度のお知らせ

年金口座で給付金等が
より簡単により早く
受け取れます。
手続きは不要です。



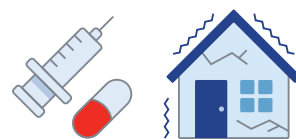
※2026年4月15日時点で65歳以上
(1961年4月16日以前生まれ)



書類の記入や提出が減るため
給付金等の申請がより簡単に



審査手続き時間が減るため
給付金等がより早く受け取れます

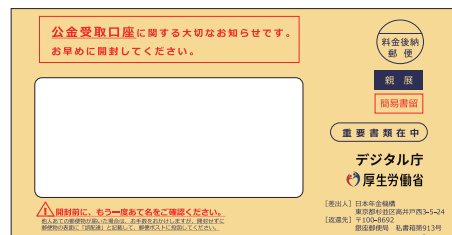


高額療養費や緊急時の給付金など
160種類以上の給付金に対応

お手元に届く封筒をご確認ください

対象となる年金受給者の方には、**2026年8月頃から2027年2月頃までに順次**、日本年金機構からの簡易書留郵便で右写真の封筒が送付されます。封筒の中身をご確認の上、**登録に同意される場合は手続き不要**です。登録を希望されない方は、封筒の案内に従い不同意申出書をご返送ください。

※ 登録されるのは、金融機関名や口座番号などの給付金等の振込に必要な情報のみに限られます。



お問い合わせ

※市町村窓口や年金事務所、郵便局等での対応は行っておりません。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

意向確認書照会専用フリーダイヤル

0120-74-0011

【月～金】9:30～20:00／【土日祝】9:30～17:30

● 年末年始は休業 ● 音声ガイダンス：6番 ● フリーダイヤルがご利用できない方は050-3816-9405(通話料がかかります)

【月】8:30～19:00／【火～金】8:30～17:15／【第2土】9:30～16:00

● 8月4日受付開始 ● 第2土曜日以外の土日祝、年末年始(12月29日～1月3日)は休業 ● 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。● フリーダイヤルがご利用できない方は050-3524-7372(通話料がかかります)

デジタル庁 年金口座で給付金 検索

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/pension



デジタル庁

照会番号

※お問い合わせの際は、上記の照会番号をお手元にご用意ください。

年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書

平素より年金事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、公金受取口座登録法の改正により、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供し、公金受取口座として登録することが可能となりました。

そのため、令和8年4月に年金をお支払いした下記の年金振込口座について、公金受取口座として登録することに同意されるか、お客様のご意向を確認しております。

公金受取口座はデジタル庁が登録を促進しており、**公金受取口座への登録に同意される場合、お手続きは不要です**。登録に同意されない場合は、この意向確認書の下部にあります「公金受取口座登録不同意申出書」を切り取り線にそって切り離し、目隠しシールを貼ったうえで、
まで（目安）にご返送ください。

【デジタル庁に提供する年金振込口座】

年金の種別	(年金コード：)		
金融機関名		支店名等	
		預金種別	

※上記情報の他に、氏名、個人番号等のデジタル庁令で定める情報もデジタル庁に提供します。
なお、個人情報の保護の観点から、口座番号については表示しておりません。

厚生労働省

切り取り線

公金受取口座登録不同意申出書

※登録に同意される方は返送不要です。

←二次元コードは、事務処理で
使用するため、汚さないでく
ださい。

年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意しません。

氏名	(フリガナ)	生年月日
照会番号		

不同意の場合は、プライバシー保護のため、左記の面に目隠しシールを貼付してください。

また裏面の「差出人」欄に住所・氏名を記入し、ご返送ください。

〈返送期限の目安〉

まで

※このご案内を受け取った日から45日を過ぎてご返送された場合は、公金受取口座として登録されることとなりますので、ご注意ください。

■ 公金受取口座の登録について

このご案内を受け取ってから45日以内に不同意申出書のご返送がない場合は、年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意するものとして取り扱います。

その際は、お客様の年金振込口座に関する情報（金融機関・支店名、預貯金種別、口座番号、口座名義人氏名）が公金受取口座として登録されます。公金受取口座への登録が完了した後、デジタル庁から通知が届きますので、ご確認ください。

公金受取口座として登録された口座情報は、給付金等の支給を行う行政機関等に提供されます。
※なお、すでに公金受取口座を登録されている場合は、行き違いとなりますので、ご了承ください。

■ お問い合わせ先

◆このご案内や公金受取口座登録不同意申出書の提出状況などに関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL：050-3524-7372

受付時間
(年末年始を除く)

月曜日 8:30～19:00
火曜日～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19：00まで相談をお受けします。

・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度に関する全般的なお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

0120-95-0178

(音声ガイダンス：6番)
(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL：050-3816-9405

受付時間
(年末年始を除く)

平 日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

※お問い合わせは、上記のコールセンターのみでうけたまわっております。
市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりませんので、ご了承ください。

！ 不審電話にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めること、個人情報をお聞きすることはありません。

切り取り線

差出人	
住所	氏名

カスタマーバースコード

日本年金機構
公金受取口座登録集中処理センター 行き

郵便はがき

料金受取人払郵便

銀座局 承認
1594

差出有効期間
2027年4月
30日まで

119-0268
日本郵便株式会社
銀座郵便局郵便私書箱第912号

年金振込口座の公金受取口座登録について

【意向確認書に関するご案内】

この度、お送りしました「意向確認書」は、年金振込口座を公金受取口座(※)として登録することについて同意されるか、お客様のご意向を確認させていただくための書類です。

「意向確認書」に記載されている内容をご確認いただき、**公金受取口座への登録に同意する場合、お手続きは不要です**。後日、年金振込口座を公金受取口座として登録します。

公金受取口座への登録に同意しない場合は、意向確認書に添付されている「公金受取口座登録不同意申出書」をご返送ください。公金受取口座として登録されません。

(※) 公金受取口座登録制度については、同封のデジタル庁リーフレットをご覧ください。

■ 手続きの流れ

「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」の記載内容を確認

公金受取口座への登録を希望する
(同意の場合)

公金受取口座への登録を希望しない
(不同意の場合)

お手続きは不要です

「公金受取口座登録不同意申出書」
をご返送ください

公金受取口座として登録

公金受取口座として登録されない

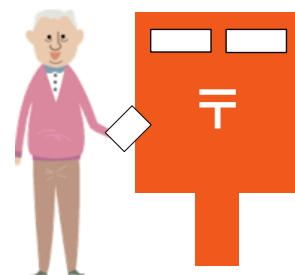
※後日、デジタル庁から登録結果の通知が届きます。

■ 不同意の場合のお手続き方法

①切り取り線にそって不同意申出書を切り離す。

②不同意申出書に目隠しシールを貼し、裏面の差出人欄を記入。

③不同意申出書をポストに投函。



■ よくあるご質問(Q&A)

Q1: 公金受取口座への登録に同意します。何か手続きが必要ですか。

A1: 公金受取口座への登録に同意される場合、お客様のお手続きは不要です。
意向確認書を受け取ってから3～4カ月後に登録が完了し、デジタル庁からハガキまたはマイナポータルにより登録結果が届きます。

Q2: 不同意申出書はいつまでに返送すればよいですか。

A2: 意向確認書を受け取ってから45日以内にご返送ください。
(返送期限の目安は不同意申出書の下部に記載しております。)

Q3: 不同意申出書を返送した場合でも、後で公金受取口座の登録手続きはできますか。

A3: マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録手続きを行うことができます。

Q4: 意向確認書に記載されている年金振込口座とは別の口座を登録できますか。

A4: 今回のご案内では、意向確認書に記載されている年金振込口座以外の口座を公金受取口座として登録することはできません。
公金受取口座として別口座の登録を希望される場合は、不同意申出書をご返送いただくとともに、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録の手続きを行ってください。

Q5: 不同意申出書の返送期限を過ぎてしまったのですが、登録したくありません。登録手続きを止めることはできますか。

A5: 返送期限は目安です。経過した後にご返送いただいても間に合う場合がありますので、意向確認書照会専用フリーダイヤルへお問い合わせください。
なお、登録が行われてしまった場合は、お手数ですが、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で取消の手続きを行ってください。

お問い合わせ先

意向確認書および不同意申出書についてのご不明な点は、こちらの電話番号にお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、「照会番号(意向確認書に記載のもの)」がわかるものをご用意ください。

《意向確認書照会専用フリーダイヤル》

☎ 0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL: 050-3524-7372

受付時間

月曜日	8:30～19:00
火曜日～金曜日	8:30～17:15
第2土曜日	9:30～16:00

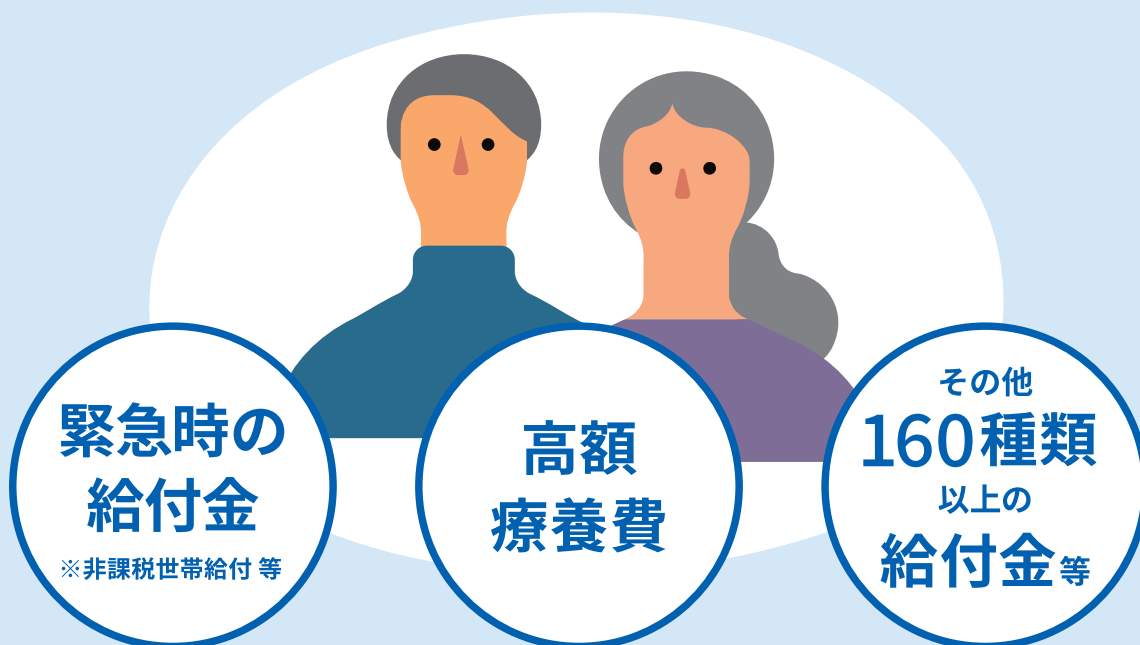
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
※第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

 **公金受取口座登録制度に関するご相談は、意向確認書に記載の「マイナンバー総合フリーダイヤル」(0120-95-0178)にお問い合わせください。**

※上記の「よくあるご質問(Q&A)」についてもご確認ください。

このお知らせが届いた方は
給付金等を受け取る「公金受取口座」が未登録ですが

手続き不要で「公金受取口座」に 登録させていただくことにより 年金振込口座にて給付金等を 受け取れるようになります



年金振込口座が公金受取口座になると

給付金等の申請が
簡単になります



書類の記入や提出が少なく
申請時の負担軽減に
つながります

給付金等が
より早く受け取れます



審査手続き時間が減り
給付までの期間短縮に
つながります

公金受取口座登録制度とは

給付金等の受取のために、ご自身の預貯金口座を国（デジタル庁）に登録できる制度です。年金振込口座をお持ちの方は、お手続きなしで口座に登録することが可能です。年金振込口座を公金受取口座として登録しても、口座の残高などの情報が国に提供されたり、他人に預金を引き出されたりすることはありませんので、ご安心ください。

なお、この制度のご利用を希望されない方も、これまで通り、給付金等を都度申請することでお受け取りいただけます。

年金振込口座を公金受取口座に登録したくない方は

同封の「年金振込口座の公金受取口座登録について【意向確認書に関するご案内】」をご覧ください、所定のお手続きを行ってください。

詐欺にご注意ください

お手続きなく年金振込口座を公金受取口座として登録するための意向確認を、本封筒以外でご案内することはありません。

公金受取口座登録制度についてのお問い合わせ

デジタル庁

マイナンバー総合フリーダイヤル 【平日】9:30～20:00

0120-95-0178 【土日祝】9:30～17:30 ※年末年始休業

音声ガイダンス6番 | フリーダイヤルがご利用できない方は050-3816-9405(通話料がかかります)

公金受取口座に関する大切なお知らせです。
お早めに開封してください。

料金後納
郵便

親展

簡易書留

重要書類在中

デジタル庁

 厚生労働省

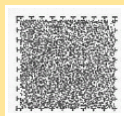


開封前に、もう一度あて名をご確認ください。

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記載して、郵便ポストに投函してください。

[差出人] 日本年金機構
東京都杉並区高井戸西3-5-24
[返還先] 〒100-8692
銀座郵便局 私書箱第913号

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。



■お問い合わせ先

公金受取口座登録制度や、このお知らせについてご不明な点がございましたら、下記のコールセンターにお問い合わせください。

◆このご案内や公金受取口座登録不同意申出書の
提出状況などに関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)

TEL : 050-3524-7372

受付時間

(年末年始を除く)

月曜日 8:30～19:00

火曜日～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

- ・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
- ・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度
に関する全般的なお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

0120-95-0178

(音声ガイダンス: 6 番)

(フリーダイヤルがご利用できない場合)

TEL : 050-3816-9405

受付時間

(年末年始を除く)

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30

※お問い合わせは、上記のコールセンターのみでうけたまわっております。
市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりませんので、ご了承ください。